平成２４年（フ）第５号
和歌山市松江東２丁目４番５号、開始決定時の住所和歌山市松江東１丁目３番46号
破産者　野村　耕司
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
和歌山市市小路100番地の６　サンハイム紀ノ川１－１、開始決定時の住所和歌山市松江東４丁目１番15号
破産者　野村　宏明
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
和歌山市福島294－１　アイビースクエア108号、住民票上の住所和歌山市加太390番地の１
破産者　坂東　一女
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０７号
和歌山市築港２丁目５番地の１
破産者　山本ほずみ
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
広島市西区南観音１丁目３番39―501号
破産者　山根　留夫
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
広島県三原市宮浦４丁目３番地の16　プレジールＫ－Ａ101号室、住民票上の住所広島県三原市皆実１丁目３番20号
破産者　三原商事こと　村上　龍男
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第９号
山口県萩市大字山田4838番地１
破産者　村谷　克己
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２８号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の45、旧住所徳島県阿南市見能林町志んじゃく10番地１
破産者　打樋　浩美
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１３号
香川県丸亀市山北町851番地３
破産者　大竹　　博
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県大牟田市田隈912番地18
破産者　福本　高志
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３７４号
長崎県長崎市畝刈町1069番地４、開始決定時の住所長崎県長崎市鳴見町263番地22
破産者　高稲　一智
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
熊本市北区鹿子木町132番地１
破産者　板井　紀夫
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東3003番地９
破産者　松下宗一郎
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第５４３号
大分県別府市大字南立石2169番地の89
破産者　大野　勇志
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
宮崎市柳丸町88番地４、開始決定時の住所宮崎市花ケ島町柳ノ丸554番地４
破産者　黒田　昭文
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５７号
宮崎市小松3273番地　ルミナス小松111号、開始決定時の住所の表示宮崎市大工３丁目167番地
破産者　丸本　宏光
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８５７号
埼玉県蕨市塚越１丁目４番18号　トーカンマンション蕨105号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字芝3794番地　ファミーユスズキ106号
破産者　新里　昌敬
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３６号
さいたま市見沼区深作１丁目28番地11　アーバンハイツ102号
破産者　山口　憲康
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係